

委員長（藤末健三君） ただいまから総務委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官岡本全勝君外六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（藤末健三君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（藤末健三君） 行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のうち、行政制度、地方行政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件、郵政改革に関する件及び一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件を議題として、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。吉川沙織君 民主党の吉川沙織です。今日はどうぞよろしくお願いたします。

国民の生命、身体を守る消防行政の課題と今後

の在り方につきましては、初当選以降、質疑をさせていただけたいまいりました。今回は所信的発言の質疑に当たりまして、国が果たすべき役割について、本分野に絞って質疑を行わせていただきます。

消防防災施設設備はその地域の消防防災の核となるものであり、これが滅失、損壊することによって地域の消防防災行政が機能不全という事態に陥ることは絶対に避けなければなりません。しかし、東日本大震災においては実際にこのような事態も残念ながら発生をしております。

中央防災会議がこの九月二十八日にまとめた「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」の中では、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである。」と指摘されており、自治体としてもこれまでの想定を上回る自然災害に備えた対応が求められることとなります。

同報告では、「市町村庁舎、警察・消防庁舎などの災害時の拠点となる施設が被災した場合、その影響が極めて甚大であることから、これらの重要施設における津波対策については、特に万全を期すよう考えていくことが必要である。」とも指摘されており、これまでの消防防災施設設備を充実強化するだけでなく、他の場所に移設するこ

とも当然検討されなければならないと思います。

そこで、このような東日本大震災での教訓を踏まえて、現在置かれている消防防災施設設備を移設する必要があるかどうか検討されるか、また必要があるかと判断された場合、その経費について総務省としてもしっかり対応していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

国務大臣（川端達夫君） お答えいたします。東日本大震災においては、消防本部及び消防署について全壊六棟、半壊七棟、消防団拠点施設四百十二か所が使用できなくなるなど、多くの消防施設が被災したところでございます。

津波の想定の見直しなどを受けて、今後、全国の市町村でも地域防災計画やハザードマップの見直しが進められることとなり、その中で消防防災施設の設定場所などについても検討が進められることになるものであります。

消防防災施設については、中央防災会議の専門調査会報告でも、重要施設の一つとして津波対策について特に万全を期すよう求められているところであり、移設も検討の対象になり得ると考えております。

消防防災施設のうち消防団の拠点施設については、これまで防災対策事業の対象としてその経費について一定の地方財政措置を講じたところであり、今後、消防防災施設の移設も含めた

検討が進められるに当たってどういった支援が可能なのか検討してまいりたいと思っております。

吉川沙織君 これから地方自治体でも再建計画それからそれ以外の地域でも対応が必要になってまいりますので、是非総務大臣、イニシアチブを取ってやっていただきたいと思っております。

次に、今回初めて大臣の所信で「消防団等の安全対策」という文言が入りました。このことについてお伺いをさせていただきます。

今回の東日本大震災で改めて認識させられたのは、常備消防ばかりではなく地域コミュニティーの果たす役割の大きさです。その中核を担っているのが消防団であり、消防防災活動にとって欠かせない存在となっております。

東日本大震災において消防団は、避難誘導、救助、消火、捜索活動などに当たり、災害の最前線に立つて住民の生命、身体を守るために努力をなさいました。その一方、十月十九日現在で二百三十九名の団員の方がお亡くなりになり、依然として十四名の方が行方不明であるなど、大変痛ましい犠牲を出すことになってしまいました。消防団員の献身的な活動に甘えるばかりで、これまで消防団員自身の安全確保についてはおさなりになってきた感は否めません。だからこそ、これを繰り返してはならないと思えます。

今回、消防団員が数多く犠牲になった要因とし

て消防庁は、情報伝達の伝達手段、装備の不足などをその一つとして挙げられています。まず、消防団の装備が貧弱であることの根本的な原因についてお聞かせください。

国務大臣（川端達夫君） 消防庁は、これまで消防団の装備の充実等について市町村に働きかけをするとともに、地方財政措置に努めてきたところでありますけれども、市町村の置かれている状況、これは財政的な状況、あるいはその市町村の特に首長さんなんかの御意向を含めて、やはりいろんな考え方もあります。そういうことで、消防団の活動の内容、人員、装備等に市町村において違いがあることが明らかになっているというふうに思っておりますと同時に、今回、いろんな災害が起こったこと、そして多くの消防団の皆さんが犠牲になられたことを踏まえて装備の充実を図るときに、この部分に差もあるということも認識をいたしております。

吉川沙織君 今、充実を図りたい旨の御答弁ありましたけれども、今回の東日本大震災で消防団員の方が被害に遭われた類型として、消防庁が今月十月十一日に示した地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会資料で、避難誘導中と水門閉鎖中の二つを挙げています。避難誘導中の被害については、例えば無線などの通信装備を充実することである程度は回避するこ

とができるようになるのではないかと思います。今度の第三次補正では、消防団員の安全対策の推進として安全の確保を図るための装備の整備に対する補助を行うこととされていますが、この措置でどの程度改善されるのか、改善見込みを教えてください。

国務大臣（川端達夫君） この度の震災では、消防団の方々は本当に自分のふるさとを守るという精神の下に、消火・救助活動を始め水門閉鎖、避難誘導、避難所支援など献身的に御尽力いただいたことを改めて感謝申し上げますが、その活動の過程を含めまして、消防庁では被災地の消防団からヒアリング等を行う中で、ライフジャケットあるいは投光器などの装備が不十分であったという指摘がたくさん寄せられました。

そういう認識の下に、これらの装備について緊急に全国的に整備する必要があるとの観点から、第三次補正予算において消防団安全対策設備整備費補助金、約二十億円をお願いしたいと考えております。全国の市町村においては、この補助金を積極的に活用いただき、是非消防団員の安全装備を充実させていただきたいというふうに考えております。

今回の緊急整備により、事業費ベースでは、これは三分の一の補助でございますので、事業費ベースでは約六十億円の整備が可能ということだ、

一消防団当たりでは二百六十万円程度になりますというところで、一定程度の装備の充実が図れるものと考えております。

吉川沙織君 今、一定程度の充実が図れるものとなりましたけれども、そこで装備の高度化必要性について伺いたいと思います。

今申し上げましたとおり、地域の消防防災活動に消防団の方々の貢献、申し上げます。全国の消防職員は十五万八千八百九人である一方、消防団員の皆さんは八十八万三千六百九十八名に上っており、消防団は動員力としては五倍以上あるということになります。もちろん、これは単純に人数で比較することはできませんけれども、緊急消防援助隊に対する措置に比べて消防団や消防団員の皆さんに対する措置はやっぱり弱いのではないかと思います。

消防団員の人数が減っていることに対して、消防庁、総務省としても様々な施策を講じているということとは承知しておりますが、でも、消防団に入ろうと思った人が今のような貧弱な装備で危険に立ち向かうときにどう思われるかということについては思いを致さなければならぬと思います。

消防団に対する補助金は、三位一体の改革の中で一般財源化をされました。よって、理論的に消防団の施設設備の整備に必要な財源は措置されていると理解はすることはできません。ただ、これが

正しい現状認識なのかどうかは、大災害が起きた今だからこそ、改めて考え直すべきであると思います。

消防団員の皆さんの数は減少の一途をたどっています。動員力が減少しているのであれば、せめて設備や装備を高度化することで対応していく必要があると思います。それを実現するためには、緊急的に消防団の施設や設備を整備するための財源を国が措置してもいいのではないかと思います。が、いかがでしょうか。

国務大臣（川端達夫君） 消防団員は平成二年百万人を切りまして、平成二十二年四月一日現在約八十八万四千人。この減少の原因ということで、といいますか、逆にこの震災で見ますと、やはり消防団の活躍、活動は本当に目をみはるものがあると同時に、自治会活動、消防団活動が充実している地域においての災害の程度の減災といえますか、活動にはやっぱり大きな相関関係があったというふうにも思っておりますが、一方で、時代の変化の中で、地域コミュニティの変化の中で、消防団員になかなか手が少ない、あるいはサラリーマンの人が多いので、仕事があるから行けないから入らないみたいな状況で消防団員が減っていることは現実でございます。

そういう面で、引き続き、消防団員がより増えるようにという対策を講じるとともに、今御指摘

のような装備の高度化ということも当然図らなければならぬ。先ほど申し上げました二十億円の補助金はそういう観点にも資するものでございしますが、消防団に係る地方財政措置について充実させるということと、近く設置予定の大規模災害時における消防団活動の在り方等に関する検討会、仮称、を開きまして、地方公共団体、関係者にも参画いただき、消防団員の処遇改善や装備、団員の確保の在り方について検討していただくことにしております。

引き続き、全国の市町村に対しても、これ一般財源化されましたので、消防団の装備の充実については働きかけをしまいたいと思っております。

吉川沙織君 是非強く総務省としても働きかけをしていただきたいと思います。

今回、質問に当たって、消防団の装備の基準というものを拝見いたしました。これは昭和六十三年七月十三日、消防庁告示第三号でありますけれども、この中には、制服、靴、携帯用無線機、車載用無線機、火災鎮圧器具など十四項目がありますが、実はこの中に水害に対する装備、つまり水災用装備や水難救助用器具は第十六条に定められている追加装備となっており、地域の自治体の財政事情にもよりますけれども、装備すらない自治体があると考えられます。

自治体財政が厳しい折、どこまでこれらに一般財源の中で振り向けられているかといえは疑わしいところがたくさんあります。ですから、だからこそ国が措置するべきではないかと考えていますので、是非よろしくお願いいたします。

最後の項目として、ずっと質問させていただいております防災行政無線の整備についてお伺いしたいと思います。

今回も防災行政無線のスピーカーから流れる音を聞いて逃げて難を逃れた方が大勢いらっしゃいます。でも、そのスピーカーから流れてくる音すら聞こえない自治体がいまだに多く残されているという現状にあります。そういう中で、防災行政無線の実質的な整備率を考える上に当たっては、市町村合併の影響を除いて考えなければなりません。例えば、市町村合併して片方の市町村にあったけれども吸収された方にはなかったとなったら整備済団体としてカウントされてしまうからです。これまで、平成二十年三月末現在では七〇・九%、平成二十一年三月末では七一・一%になるということは、これまでのこの総務委員会の中で、実は質疑の中で答弁いただいています。

それでは、市町村合併が行われなかったと仮定した場合の平成二十二年三月末の防災行政無線の整備率について教えてください。

政府参考人（久保信保君） 一番新しい平成二

十二年三月末時点での整備状況、これを合併が進展する前の平成十六年三月時点での市町村数三千百五十五、これを基に算出をいたしますと七一・五%となります。

吉川沙織君 平成元年三月末の整備率は四三・六%ですから、これに比べれば整備は上がっていると言えると思います。しかし、市町村合併が一気に加速する前の平成十六年三月末の整備率は六七・八%ですから、今最新のもので七一・五と御答弁いただきました、比較すると、ほとんど整備が進んでいないということが言えると思います。

総務省は、自らの政策評価の中で、着実に増加進展しているという言葉を使っています。けれども、一年前のこの総務委員会でどうなりましたか、と申し上げましたところ、これはゆっくりだよねという御答弁を当時の大臣からいただきました。総務省としてもこれ、この二年の政策評価の中には着実という言葉が入っていないんですけれども、これはやっぱり、ゆっくりということでしょうか。政府参考人（久保信保君） 確かに、最近の増加率、緩やかになっております。

吉川沙織君 ありがとうございます。

防災行政無線の整備を政府として本気で進めようと思っているのであれば、これはもうずっと政権問わずすけれども、自治体に地方債を起こさせてその元利償還金を普通交付税措置する現在の

手法は、防災行政無線の整備が今御答弁いただきましたとおり頭打ちになっていきます。だから、この現状に鑑みても限界があるのは明らかであると言えます。自治体局長を歴任された長官であれば、かつてこの件でも実はやり取りをさせていただいています、よく御存じであると思いますけれども。

現在の手法では整備が進まないという厳然たる事実を直視して別の方策を講じることも考えてはどうかと思えますけれども、今後どのような形で整備を進めていくおつもりでしょうか。

政府参考人（久保信保君） 御案内のように、基本的には市町村の一般財源で整備をしていくということになってございますけれども、今回の東日本大震災がございまして、未整備の市町村でも防災行政無線が極めて重要なんだという認識は相応まっていますと私も思っております。現実にも私どもに対しまして、そういった市町村からのこの整備についての財源措置等の問合せ、これは相当多く最近来ております。

私も、この度提出をさせていただくことになりました第三次補正予算におきまして、避難所になります学校あるいは病院などと市町村の庁舎におきまして双方向で可能となります防災行政無線これを整備するための補助金といったものを新たににつくって、これを御審議いただくということに

しております。基準事業費に對しまして三分の一の補助で、予算としては三十六億円を計上する、そういったつもりでございます。

吉川沙織君 今の措置でどの程度進むと思われるか。

政府参考人(久保信保君) どの程度進むのかと言われましても、こう進むと断言するものは持ち合わせておりませんが、それでもいろんな、何といいますか、実際に事業を請け負って工事を担当するようなベンダーとかですね、そういったところから、大体どれぐらいの事業費が掛かるんだろつかということヒアリングをした結果、算定をしていきますと、まずこういった金額で始めるのが現実的ではないのかというふうにお聞きをしておりますので、まずこれでどういう進捗状況になるのか、そういったことを検証してみたいと考えております。

吉川沙織君 今は自治体財政厳しい折、地方債を起すというのはやっぱりハードルが高いと思えます。

実際、長官が自治体財政局長時代の平成二十一年四月六日の決算委員会で同じ旨の実はやり取りをさせていただきました。そのときの答弁は、「住民の生命、身体に関する話ですから、健全化法が施行されてもそれは優先してやっていただい、なおかつ健全化の指標もいい指標が出ていただく

ことを期待しております。」と答弁なさいました。でも、今申し上げたとおり、市町村合併前から今に至るまでほとんど整備率が向上していない。ですから、もうほかの手法を考えるのか、それとも国として国民の生命、身体を守るために一気にやっていくのか、その判断を迫られている時期ではないかと思いますが、その答弁に対して何か御感想ありますでしょうか。

政府参考人(久保信保君) やはり、整備というのは、こういった大きな震災が起きましたら、それを契機にある程度のスピードでやっていくことが望ましいと思っております。

今回、補助金をあえてまた要望をさせていただきました。また予算としても財政当局からも理解を得て提出をできるということになったというのは、私どものそういった政府全体での意気込みだということづくに御理解をさせていただきたいと思えます。

吉川沙織君 今、いみじくも大災害が起こったというお話をされましたけれども、元々消防行政は国民の生命、身体を守るために国がイニシアチブを取ってやるべきだというのは、こんな大災害が起こる前からずっといろんな委員会で申し上げてまいりました。でも、結局いろいろ見返してみますと、それぞれの地域でいろんな大災害が起こって、それでようやく消防の予算が付くというよ

うな現状になってしまっています。もちろん、一義的には消防行政を進めるのは地方自治体の役割ですけれども、国ができることは国としてやっていかなければならないと思えます。

消防審議会の今年六月の資料によりますと、消防庁は、岩手県、宮城県、福島県の全市町村に対してアンケートを実施し、ここから防災行政無線等の住民に対する情報伝達体制に関して見直すべき事項として情報伝達手段の強化と計画の見直し等の二つを掲げています。これら、どれも本当に大事ですけれども、今後いつ起きるか分からない大災害に備えて早急に対策を講じていかなければなりません。今いろんな形で答弁いただきましたけれども、これらの内容を少しでも着実かつもう本当に進めることで、国民の生命、身体を守るため、国を挙げて取り組んでいかなければならない課題であることを再度申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。